

PM_{2.5}に係る対応について

平成25年 5月15日制定
平成25年12月 3日一部改正
平成26年 2月12日一部改正
平成26年 4月10日一部改正
平成26年12月12日一部改正
平成28年 5月13日一部改正
福島県水・大気環境課

1 「注意喚起」情報提供について

(1) 考え方

ア 「注意喚起」情報提供の指針値は、国の暫定的な指針値である日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とする。

イ 国の考え方に準じ、午前中についての日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過の判断は午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過とする。

午後からについての日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過の判断は午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過とする。

ウ 「注意喚起」情報提供は、一般の人が屋外で活動する機会が増える日中の行動の参考となるよう、多くの人が活動を始める午前中の早めの時間帯及び午後の早めの時間帯に行う。

エ 「注意喚起解除」の判断は、国の考え方に準じ、判断基準値を超過したすべての測定局において、午後7時までの1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合とする。

オ 県民への速やかな情報提供のため、土日休日を問わない。

カ 「注意喚起」情報提供時の広報内容を広く周知するため、多くの関係機関に情報提供の連絡を行う。

キ 関東甲信越地方で「注意喚起」情報提供があった場合、監視を強化する。

(2) 運用方針

ア 県（水・大気環境課、以下同様）は、毎朝午前5時から午前7時までの1時間値の平均値及び午前5時から正午までの1時間値の平均値により、「注意喚起」情報提供の判断を行う。

イ 県は、「注意喚起」情報提供する可能性が高いと判断した場合、各市町村及び各機関担当者へ情報伝達メールを送信する。詳細は別紙1及び別紙2のとおりとする。（その後の状況に応じ、情報伝達メールを追加送信する。）

ウ 県は、毎朝午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が、県、郡山市

及びいわき市の測定局（以下、「県内測定局」という。）のいずれかで $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮し、午前 7 時 30 分を目途に「注意喚起」情報提供を実施する。

エ 県は、午前 5 時から正午までの 1 時間値の平均値が、県内測定局のいずれかで $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮し、午後 0 時 30 分を目途に「注意喚起」情報提供を実施する。

オ 県が行う「注意喚起」情報提供は、県内全域を対象とする。

カ 県は、注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、午後 7 時までの PM2.5 濃度の 1 時間値が 2 時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合に、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮し、「注意喚起」を解除する。

なお、午後 7 時まで解除の基準を満たさない場合には、午前 0 時をもって自動解除とする。

キ 県による「注意喚起」情報提供は県のホームページで実施すると同時に、報道機関に通知する。

ク 県による「注意喚起」情報提供については、県のツイッターに掲載し、広く「注意喚起」情報を提供する。

ケ 県及び関係機関は、住民からの問い合わせに速やかに対応する他、住民へ広く「注意喚起」情報を提供する。

2 関係機関等の具体的な役割について

(1) 福島県水・大気環境課

ア 県は、県内測定局のいずれかで 1 時間値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、大気汚染常時監視システムから、県が予め登録した者（以下、「担当者」という。）へメールを配信する。

イ 県は、その後の状況を見極め、「注意喚起」情報を発出する可能性が高いと判断した場合、午前 5 時 30 分を目途に担当者へ情報伝達メールを発出する。

ウ 県は、県内測定局の午前 5 時から 7 時までの間の 1 時間値及び午前 5 時から正午までの間の 1 時間値を確認する。

エ 県が「注意喚起」情報を発出する場合には、別紙 1 により関係機関へ FAX 及びメールによる情報提供並びに電話連絡を行うとともに、ホームページに「注意喚起」情報を掲載する。

別紙 1 PM2.5 「注意喚起」及び「注意喚起解除」の連絡体制

別紙 2 情報伝達メールの運用方針

別紙 3 PM2.5 に係る「注意喚起」情報提供時の措置（午前）

別紙 4 PM2.5 に係る「注意喚起」情報提供時の措置（午後）

オ 県は、注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、午後 7 時

までのPM_{2.5}濃度の1時間値が2時間連続して50 μg/m³以下に改善した場合に、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮し、「注意喚起」を解除する（別紙1により関係機関へFAXによる情報提供並びに電話連絡を行うとともに、ホームページの「注意喚起」情報を削除する。）。

なお、午後7時までに解除の基準を満たさない場合には、午後7時30分を目途に別紙1により関係機関へFAXによる情報提供並びに電話連絡を行うとともに、午前0時をもって「注意喚起」解除とする旨をホームページに掲載する。

別紙5 PM_{2.5}に係る「注意喚起解除」情報提供時の措置

別紙6 PM_{2.5}に係る「注意喚起」継続の情報提供について

カ PM_{2.5}について県民が、発生要因、健康影響等を正しく理解できるよう情報提供に努める。

キ 市町村、住民からの問い合わせに速やかに対応する。

ク PM_{2.5}濃度を常時監視し、必要に応じ、情報提供を行う。

(2) 各地方振興局

ア ホームページ、メール配信等によりPM_{2.5}の情報を把握する。

イ 県による情報伝達メール配信が行われた場合、登庁し関係機関への電話連絡及び住民からの問合せに対応する準備を整える。

ウ 県から「注意喚起」の情報（別紙3、別紙4）を受けた場合、別紙1により関係機関へ電話確認を行う。

エ 県による「注意喚起」情報提供があった場合に、住民からの問合せに速やかに対応する。

オ 県から「注意喚起解除」の情報（別紙5）を受けた場合、別紙1により関係機関へ電話連絡を行う。

カ 県から「注意喚起」継続の情報（別紙6）を受けた場合、別紙1により関係機関へ電話連絡を行い、当該日の対応は終了とする。

(3) 市町村（中核市含む）、県の関係各課、各地方振興局以外の出先機関等

ア 県による情報伝達メール配信が行われた場合、必要に応じて登庁し情報発信等の準備を整える。

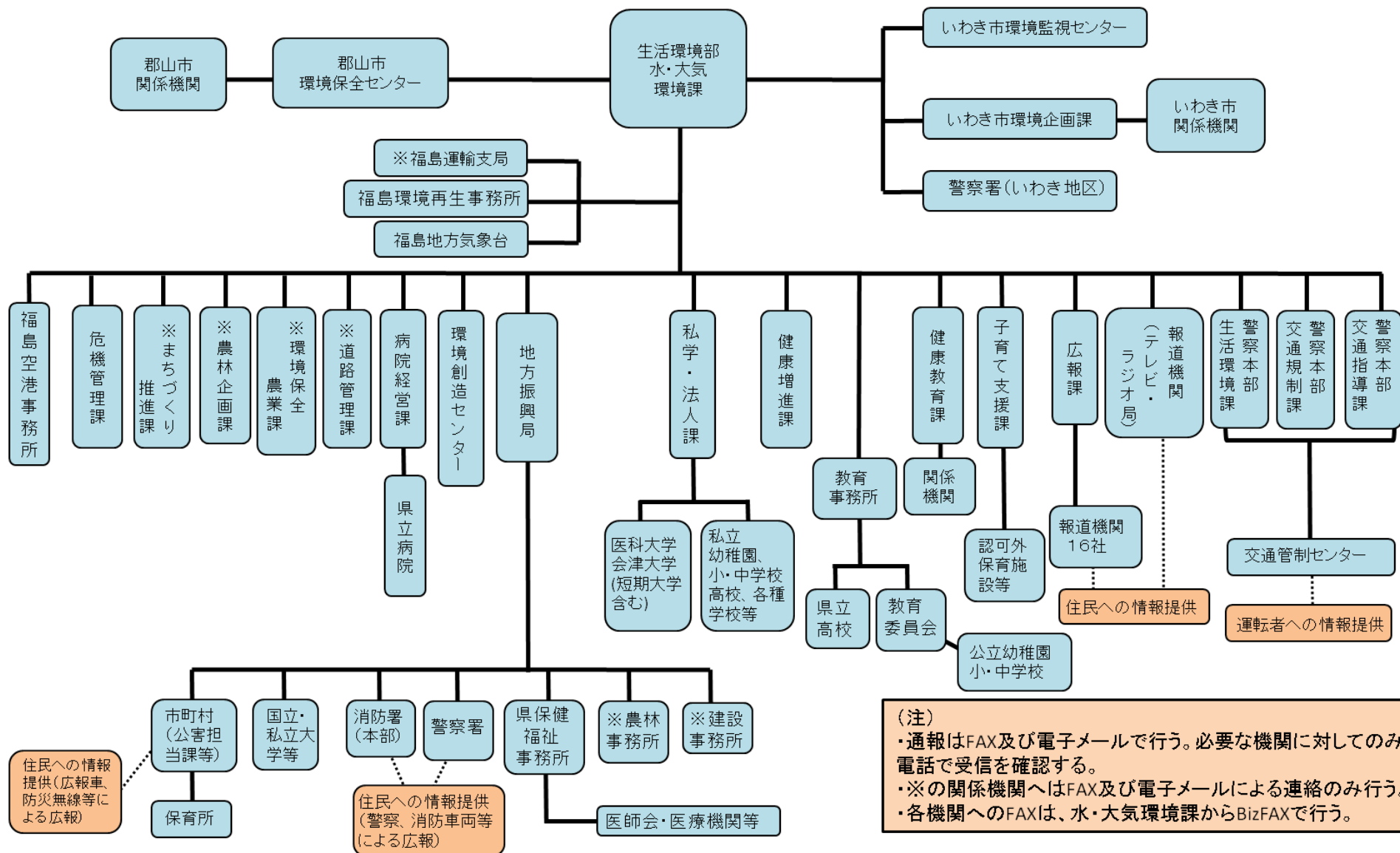
イ 県による「注意喚起」情報提供（別紙3、別紙4）があった場合、市町村等は関係機関と協力し、住民へ「注意喚起」情報を広く提供する。

ウ 県による「注意喚起」情報提供があった場合に、住民からの問合せに速やかに対応する。

エ 県から「注意喚起解除」の情報（別紙5）を受けた場合に、市町村等は関係機関と協力し、住民へ「注意喚起解除」の情報提供を行う。

オ 県から「注意喚起」継続の情報（別紙6）を受けた場合、関係機関へ電話連絡を行い、当該日の対応は終了とする。

PM2.5「注意喚起」及び「注意喚起解除」の連絡系統図



情報伝達メールの運用方針

① 警戒情報/午前 5 時 30 分頃

「注意喚起」情報提供を発出する可能性が高い場合、下記のとおり情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。
県内大気常時監視測定局におけるPM2.5 測定値が「注意喚起」情報提供の指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過するおそれがあります。
今後の動向に注意しつつ、広報等の準備を行ってください。

② 「注意喚起」情報発出/午前 7 時 30 分頃

「注意喚起」情報発出を決定した場合、各連絡先へ FAX を送信するとともに、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。
県内大気常時監視測定局（〇〇局）におけるPM2.5 測定値が「注意喚起」情報提供の判断基準値（午前 5 時から午前 7 時までの 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過しましたので、〇月〇日（〇）午前 7 時〇〇分「注意喚起」情報を発出しました。
下記広報を行ってください。
・不要不急の外出は自粛を心がけてください。
・外出時にはマスクの着用を心がけてください。
・屋外での激しい運動の自粛を心がけてください。
・体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。

③ 「注意喚起」情報を発出しない場合/午前 7 時 30 分頃

PM2.5 濃度が各測定局にて低下し、「注意喚起」情報提供を行わないと判断した場合、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。
県内大気常時監視測定局におけるPM2.5 測定値が注意喚起情報提供の指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過するおそれはなくなりました。

④ 引き続き警戒する場合/午前7時30分頃

午前5時から7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以内で「注意喚起」情報提供の判断基準値(午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$)に達しないものの、午後の判断基準値(午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$)に達する恐れがある場合、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。

県内大気常時監視測定局におけるPM2.5測定値が「注意喚起」情報提供の判断基準値(午前5時から午前7時までの1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過していませんが、引き続き濃度が高い状態が続いています。

なお、次回の「注意喚起」情報発出の判断は午後0時30分頃行います。

⑤ 「注意喚起」情報発出/午後0時30分頃

「注意喚起」情報発出を決定した場合、各連絡先へFAXを送信するとともに、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。

県内大気常時監視測定局(〇〇局)におけるPM2.5測定値が「注意喚起」情報提供の判断基準値(午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過しましたので、〇月〇日(〇)午後0時〇〇分「注意喚起」情報提供を発出しました。

下記広報を行ってください。

- ・不要不急の外出は自粛を心がけてください。
- ・外出時にはマスクの着用を心がけてください。
- ・屋外での激しい運動の自粛を心がけてください。
- ・体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。

⑥ 「注意喚起」情報を発出しない場合/午後0時30分頃

PM2.5濃度が各測定局にて低下し、「注意喚起」情報提供を行わないと判断した場合、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。

県内大気常時監視測定局におけるPM2.5測定値が注意喚起情報提供の指針値(日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を超過するおそれはなくなりました。

⑦ 「注意喚起」解除

「注意喚起」を解除する場合、各連絡先へFAXを送信するとともに、情報伝達メールを送信する。

こちらは福島県水・大気環境課です。

県内大気常時監視測定局におけるPM2.5測定値が注意喚起解除の判断基準値(1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$)以下となりましたので、「注意喚起」を解除いたします。

※ なお、情報伝達メールの文面は状況により変更する場合があります。

(※午前7時30分 情報発出の例)

別紙3

PM2.5に係る「注意喚起」情報提供時の措置

○「注意喚起」の情報提供を行う場合は、別紙1の情報提供連絡系統図により関係機関等に通報するとともに、下記1のテレビ局、ラジオ局及び地域ローカル局等に対して、下記2により放送を依頼する。

記

1 「注意喚起」情報提供時の放送を依頼するテレビ局及びラジオ局

テレビ局	ラジオ局	地域ローカル局
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)テレビユー福島 福島中央テレビ(株) (株)福島放送	日本放送協会福島放送局 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	福島コミュニティ放送(株) (株)エフエム会津 (株)いわき市民コミュニティー放送 喜多方シティエフエム(株) (株)郡山コミュニティー MOT本宮

2 「注意喚起」情報提供時の広報依頼内容

区分	広報内容																										
「注意喚起」 情報提供	○福島県は本日〇〇時〇〇分、大気中の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）の濃度が国の示した指針値を超えるおそれがあるとして「注意喚起」情報提供をしました。																										
	記																										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>県内全域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意喚起発出時間</td> <td>〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇</td> </tr> <tr> <td>午前5時から7時までのPM2.5濃度の3時間平均値(1m³あたり)</td> <td> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">○浜通り・大原局（いわき市）</td> <td style="width: 50%;">〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・揚土局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・檜葉局（檜葉町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・原町局（南相馬市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○中通り・森合局（福島市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・白河局（白河市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・芳賀局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・台新局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○会津・会津若松局（会津若松市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・南会津局（南会津町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	注意喚起地域	県内全域	注意喚起発出時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇	午前5時から7時までのPM2.5濃度の3時間平均値(1m ³ あたり)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">○浜通り・大原局（いわき市）</td> <td style="width: 50%;">〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・揚土局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・檜葉局（檜葉町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・原町局（南相馬市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○中通り・森合局（福島市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・白河局（白河市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・芳賀局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・台新局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○会津・会津若松局（会津若松市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・南会津局（南会津町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> </table>	○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム	・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム	○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム	・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム	・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム	・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム
	注意喚起地域	県内全域																									
注意喚起発出時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇																										
午前5時から7時までのPM2.5濃度の3時間平均値(1m ³ あたり)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">○浜通り・大原局（いわき市）</td> <td style="width: 50%;">〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・揚土局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・檜葉局（檜葉町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・原町局（南相馬市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○中通り・森合局（福島市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・白河局（白河市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・芳賀局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・台新局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○会津・会津若松局（会津若松市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・南会津局（南会津町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> </table>	○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム	・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム	○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム	・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム	・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム	・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム						
○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム																										
・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム																										
○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																										
○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム																										
・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム																										
福島県では次のように呼びかけています。 ○不要不急の外出は自粛を心がけてください。 ○外出時にはマスクの着用を心がけてください。 ○屋外での激しい運動の自粛を心がけてください。 ○体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。																											
注意喚起の指針値	○日平均値70 μg/m ³ 超過。 (日平均値70 μg/m ³ 超過の判断：午前5時から午前7時までの3時間平均値が85 μg/m ³ 超過)																										

F A X

PM2.5 注意喚起情報提供

(このファックスを受け取った方は、速やかに環境担当者にお渡しください。)

関係者各位

情報提供 ○○年○○月○○日 ○時○分

福島県

注意喚起地域	県内全域
注意喚起 発出時間	○○月○○日 ○○:○○
午前5時から7時までの PM2.5 濃度の3時間平均値 (1m ³ あたり)	○浜通り・大原局 (いわき市) ○○.○マイクログラム ・揚土局 (いわき市) ○○.○マイクログラム ・檜葉局 (檜葉町) ○○.○マイクログラム ・原町局 (南相馬市) ○○.○マイクログラム ○中通り・森合局 (福島市) ○○.○マイクログラム ・白河局 (白河市) ○○.○マイクログラム ・芳賀局 (郡山市) ○○.○マイクログラム ・台新局 (郡山市) ○○.○マイクログラム ○会津・会津若松局 (会津若松市) ○○.○マイクログラム ・南会津局 (南会津町) ○○.○マイクログラム
呼びかけ内容	○不要不急の外出は自粛を心がけてください。 ○外出時にはマスクの着用を心がけてください。 ○屋外での激しい運動の自粛を心がけてください。 ○体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。
注意喚起の指針値	○日平均値70 μg/m ³ 超過。 (日平均値70 μg/m ³ 超過の判断：午前5時から午前7時までの3時間平均値が85 μg/m ³ 超過)
問い合わせ先	福島県水・大気環境課 TEL 024-521-7261 FAX 024-521-7927

(※午後0時30分 情報発出の例)

別紙4

PM2.5に係る「注意喚起」情報提供時の措置

○「注意喚起」の情報提供を行う場合は、別紙1の情報提供連絡系統図により関係機関等に通報するとともに、下記1のテレビ局、ラジオ局及び地域ローカル局等に対して、下記2により放送を依頼する。

記

1 「注意喚起」情報提供時の放送を依頼するテレビ局及びラジオ局

テレビ局	ラジオ局	地域ローカル局
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)テレビユー福島 福島中央テレビ(株) (株)福島放送	日本放送協会福島放送局 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	福島コミュニティ放送(株) (株)エフエム会津 (株)いわき市民コミュニティー放送 喜多方シティエフエム(株) (株)郡山コミュニティー MOT本宮

2 「注意喚起」情報提供時の広報依頼内容

区分	広報内容	
「注意喚起」 情報提供	○福島県は本日〇〇時〇〇分、大気中の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）の濃度が国の示した指針値を超えるおそれがあるとして「注意喚起」情報提供をしました。	
	記	
	注意喚起地域	県内全域
	注意喚起 発出時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇
	午前5時から 正午までの PM2.5 濃度の8時間 平均値 (1m ³ あたり)	○浜通り・大原局（いわき市） 〇〇.〇マイクログラム ・揚土局（いわき市） 〇〇.〇マイクログラム ・檜葉局（檜葉町） 〇〇.〇マイクログラム ・原町局（南相馬市） 〇〇.〇マイクログラム ○中通り・森合局（福島市） 〇〇.〇マイクログラム ・白河局（白河市） 〇〇.〇マイクログラム ・芳賀局（郡山市） 〇〇.〇マイクログラム ・台新局（郡山市） 〇〇.〇マイクログラム ○会津・会津若松局（会津若松市） 〇〇.〇マイクログラム ・南会津局（南会津町） 〇〇.〇マイクログラム
注意喚起の 指針値	○日平均値70 μg/m ³ 超過。 (日平均値70 μg/m ³ 超過の判断：午前5時から正午までの8時間平均値が80 μg/m ³ 超過)	

F A X

PM2.5 注意喚起情報提供

(このファックスを受け取った方は、速やかに環境担当者にお渡しください。)

関係者各位

情報提供
〇〇年〇〇月〇〇日
〇時〇分

福島県

注意喚起地域	県内全域
注意喚起 発出時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇
午前5時から正午までの PM2.5 濃度の8時間平均値 (1m ³ あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ○浜通り・大原局 (いわき市) 〇〇.〇マイクログラム ・揚土局 (いわき市) 〇〇.〇マイクログラム ・檜葉局 (檜葉町) 〇〇.〇マイクログラム ・原町局 (南相馬市) 〇〇.〇マイクログラム ○中通り・森合局 (福島市) 〇〇.〇マイクログラム ・白河局 (白河市) 〇〇.〇マイクログラム ・芳賀局 (郡山市) 〇〇.〇マイクログラム ・台新局 (郡山市) 〇〇.〇マイクログラム ○会津・会津若松局 (会津若松市) 〇〇.〇マイクログラム ・南会津局 (南会津町) 〇〇.〇マイクログラム
呼びかけ内容	<ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出は自粛を心がけてください。 ○外出時にはマスクの着用を心がけてください。 ○屋外での激しい運動の自粛を心がけてください。 ○体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。
注意喚起の指針値	<ul style="list-style-type: none"> ○日平均値70 μg/m³超過。 (日平均値70 μg/m³超過の判断：午前5時から正午までの8時間平均値が80 μg/m³超過)
問い合わせ先	福島県水・大気環境課 TEL 024-521-7261 FAX 024-521-7927

(※「注意喚起解除」情報発出の例)

別紙 5

PM2.5に係る「注意喚起解除」情報提供時の措置

○「注意喚起解除」の情報提供を行う場合は、別紙1の情報提供連絡系統図により関係機関等に通報するとともに、下記1のテレビ局、ラジオ局及び地域ローカル局等に対して、下記2により放送を依頼する。

記

1 「注意喚起解除」情報提供時の放送を依頼するテレビ局及びラジオ局

テレビ局	ラジオ局	地域ローカル局
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)テレビユー福島 福島中央テレビ(株) (株)福島放送	日本放送協会福島放送局 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	福島コミュニティ放送(株) (株)エフエム会津 (株)いわき市民コミュニティー放送 喜多方シティエフエム(株) (株)郡山コミュニティー MOT本宮

2 「注意喚起解除」情報提供時の広報依頼内容

区分	広報内容																				
「注意喚起解除」情報提供	○福島県は本日〇〇時〇〇分に、大気中の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）の濃度が国の示した指針値を超えるおそれがあるとして「注意喚起」情報提供をしましたが、〇〇時〇〇分に県内全域で「注意喚起」解除の判断基準値以下となったため、「注意喚起」を解除しました。																				
	記																				
	注意喚起解除地域	県内全域																			
	注意喚起解除時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇																			
現在のPM2.5濃度(1m ³ あたり)	<table border="0"> <tr> <td>○浜通り・大原局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・揚土局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・檜葉局（檜葉町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・原町局（南相馬市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○中通り・森合局（福島市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・白河局（白河市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・芳賀局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・台新局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○会津・会津若松局（会津若松市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・南会津局（南会津町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> </table>	○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム	・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム	○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム	・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム	・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム	・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム
○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム																				
・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム																				
○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																				
○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム																				
・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム																				
「注意喚起解除」の指針値	○注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、1時間値が2時間連続して50μg/m ³ 以下。																				

F A X

PM2.5 注意喚起解除

(このファックスを受け取った方は、速やかに環境担当者にお渡しください。)

情報提供【解除】

〇〇年〇〇月〇〇日

〇時〇分

関係者各位

福島県

注意喚起解除地域	県内全域
注意喚起解除時間	〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇
現在のPM2.5濃度(1m ³ あたり)	〇浜通り・大原局(いわき市) 〇〇.〇マイクログラム ・揚土局(いわき市) 〇〇.〇マイクログラム ・檜葉局(檜葉町) 〇〇.〇マイクログラム ・原町局(南相馬市) 〇〇.〇マイクログラム 〇中通り・森合局(福島市) 〇〇.〇マイクログラム ・白河局(白河市) 〇〇.〇マイクログラム ・芳賀局(郡山市) 〇〇.〇マイクログラム ・台新局(郡山市) 〇〇.〇マイクログラム 〇会津・会津若松局(会津若松市) 〇〇.〇マイクログラム ・南会津局(南会津町) 〇〇.〇マイクログラム
呼びかけ内容	県内全域でPM2.5濃度が国の解除に係る指針値以下となったため、注意喚起を解除いたしました。
注意喚起解除の指針値	〇注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、1時間値が2時間連続して50 μg/m ³ 以下。
問い合わせ先	福島県水・大気環境課 TEL 024-521-7261 FAX 024-521-7927

1

PM2.5に係る「注意喚起」継続の情報提供について

○午後7時までに解除の基準を満たさない場合には、別紙1の連絡統図により関係機関等にFAXによる情報提供及び電話連絡するとともに、下記1のテレビ局、ラジオ局及び地域ローカル局等に対して情報提供を行う。

記

1 情報提供するテレビ局及びラジオ局

テレビ局	ラジオ局	地域ローカル局
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)テレビユー福島 福島中央テレビ(株) (株)福島放送	日本放送協会福島放送局 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島	福島コミュニティ放送(株) (株)エフエム会津 (株)いわき市民コミュニティー放送 喜多方シティエフエム(株) (株)郡山コミュニティー MOT本宮

2 情報提供内容

区分	内容																						
「注意喚起」 情報提供	○福島県は本日〇〇時〇〇分に、大気中の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）に係る「注意喚起」情報提供をしました。 ○午後7時現在も下記のとおりとなっており、「注意喚起」継続中です。 ○本日の「注意喚起」につきましては、午前0時をもって解除の取扱といたします。なお、本日の情報提供は本FAXをもって終了といたします。 ○なお、明日の「注意喚起」情報発出の判断は、明日午前7時30分頃に行います。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注意喚起地域</th> <th>県内全域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">午後7時現在の PM2.5 濃度 (1m³あたり)</td> <td>○浜通り・大原局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・揚土局（いわき市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・檜葉局（檜葉町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・原町局（南相馬市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○中通り・森合局（福島市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・白河局（白河市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・芳賀局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・台新局（郡山市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>○会津・会津若松局（会津若松市）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> <tr> <td>・南会津局（南会津町）</td> <td>〇〇.〇マイクログラム</td> </tr> </tbody> </table>	注意喚起地域	県内全域	午後7時現在の PM2.5 濃度 (1m ³ あたり)	○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム	・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム	・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム	○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム	・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム	・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム	○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム	・南会津局（南会津町）
注意喚起地域	県内全域																						
午後7時現在の PM2.5 濃度 (1m ³ あたり)	○浜通り・大原局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・揚土局（いわき市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・檜葉局（檜葉町）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・原町局（南相馬市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	○中通り・森合局（福島市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・白河局（白河市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・芳賀局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・台新局（郡山市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	○会津・会津若松局（会津若松市）	〇〇.〇マイクログラム																					
	・南会津局（南会津町）	〇〇.〇マイクログラム																					
「注意喚起」 解除の指針値	○注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、1時間値が2時間連続して50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下。																						

F A X
P M 2 . 5 注意喚起に係る情報提供

(このファックスを受け取った方は、速やかに環境担当者にお渡しください。)

情報提供 ○○年○○月○○日 ○時○分

関係者各位

福島県水・大気環境課

- 福島県は本日○○時○○分に、大気中の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）に係る「注意喚起」情報提供をしました。
- 午後7時現在も下記のとおりとなっており、「注意喚起」継続中です。
- 本日の「注意喚起」につきましては、午前0時をもって解除の取扱といたします。なお、本日の情報提供は本FAXをもって終了といたします。
- なお、明日の「注意喚起」情報発出の判断は、明日午前7時30分頃に行います。

注意喚起発令地域	県 内 全 域
午後7時現在のPM2.5濃度 (1m ³ あたり)	<ul style="list-style-type: none"> ○浜通り・大原局（いわき市） ○○.○マイクログラム ・揚土局（いわき市） ○○.○マイクログラム ・檜葉局（檜葉町） ○○.○マイクログラム ・原町局（南相馬市） ○○.○マイクログラム ○中通り・森合局（福島市） ○○.○マイクログラム ・白河局（白河市） ○○.○マイクログラム ・芳賀局（郡山市） ○○.○マイクログラム ・台新局（郡山市） ○○.○マイクログラム ○会津 ・会津若松局（会津若松市） ○○.○マイクログラム ・南会津局（南会津町） ○○.○マイクログラム
「注意喚起」解除の指針値	○注意喚起の判断基準値を超過したすべての測定局において、1時間値が2時間連続して50 μg/m ³ 以下。

(お問い合わせ先 電話 024-521-7261 FAX 024-521-7927)